会議記録

会議名称	平成 15 年度第 1 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 15 年 5 月 20 日 (火)午後 3 時 00 分~午後 4 時 52 分
場所	中棟4階 第1委員会室
出席者	委員 町田、山本、吉川 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、総務課長、 都市計画課長、保育課長、中央図書館次長、行政改革担当副参事、組 織·能力開発担当副参事、特命事項担当副参事
配布資料	事前配布資料(送付済み) 1 平成15年度 杉並区外部監査のテーマ候補の推薦について 2 外部監査テーマに係る各委員の意見 3 平成14年度 外部評価意見に対する所管課対処方針 本日配布資料 4 杉並区保育サービス提供のあり方検討会報告書 5 図書館運営のあり方検討会報告書 6 平成15年度 行政評価の取組みについて
会議次第	 1 開会 2 議事 (1)個別外部監査のテーマ候補の推薦について (2)外部評価意見に対する所管課対処方針について (3)今後のスケジュール等について 3 閉会

政策経営部長 新しい年度に入って初めての委員会ということでございますが、本日欠 席がお二人いらっしゃいますので、よろしくお願いします。

会長 それでは、平成15年度の第1回目の杉並区外部評価委員会を開かせていただきます。

本日は、今、事務局の方からお話がありましたとおり、2名の方が急遽用事ができたということでご欠席でございますが、3名だということは多分定足数を 規定があったかわかりませんが、あったとすれば満たしておるということで成立する、と。

それで、本日の議題は、お手元の次第にありますように3点ばかりでありますね。特に重要な点は、第1番目の個別外部監査のテーマ候補の推薦についてということでございます。事前に事務局等から配付していただきました資料1から3のほかに、きょう本日配付資料として、4、5、6という追加資料がございます。それの配付資料等のご説明は後といたしまして、まず、その推薦に至るまでの経緯といたしまして、各外部評価委員の方からご推薦いただいた紹介をやっていただきたいと、こういうふうに思います。

順番はあれでございますが、まずご欠席の委員と委員のご意見について、ざっと事務局 の方からご紹介いただけませんでしょうか。

行政改革担当副参事 それでは、今回の外部監査テーマに係る各委員の意見ということで、欠席の委員、それから委員の意見の説明をさせてもらいます。

恐縮ですが、ちょっと事務局から連絡として、記録の都合上、発言の際にマイクのスイッチを入れてお話しいただくよう、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、まずお手元の資料2でございますけれども、委員の方からは小中学校の運営を監査したらどうかということで、お手元にございますように、杉並区21世紀ビジョンを実現する担い手は現在の小中学生であること。実現のポイントはそれを担う人材にある、ということ。それから2点目として、教育改革アクションプランは杉並区区政改革の柱であり、その中核であるのが小中学校であること。それから3点目として、杉並区の特区要望の目玉が教育特区であること。以上を踏まえて推薦する、ということでございます。

それから、次に委員の方でございますが、三つございまして、一つ目が公園づくりでございます。記載のように、公園は全区民が使用対象の施設の一つであり、その環境や施設が十分利用者のニーズにこたえているものであるか、運営が適切であるかなどを把握することが重要と思われる。また、災害時の避難場所としての公園利用など、緊急時において重要な役割を果たすことができる機能を有しているかどうかも見る必要がある、と。

それから二つ目の候補として挙げられているのが、介護保険サービスの基盤整備ということで、高齢化の傾向の社会において、介護を必要とする人もふえ続けている。介護保険制度が適切に機能し、運用されているか。利用者にとって効果・効率のよいサービスが十分提供されているかなどの現状を見る必要がある。

それから、三つ目として、子供の育成環境の整備ということで、将来の社会を担う子供たちの育成環境の整備は重要な施策の柱の一つと思われる。家庭、学校、社会がきちんと連携をとりながら、よりよい環境と機会を子供に提供し、育成していくことが望ましい。 区が提供しているさまざまな育成環境の場が十分に子供の育成に寄与しているか、問題はないかを見ることは重要と思われる、というようなことでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして委員から、これを踏まえまして若干補足等お願いいたします。 委員 はい。私の方は、一般保育運営というのを外部監査テーマに挙げたらどうかとい うことで書いてみました。杉並区の方で、小冊子で『ざいせい2002』というものがありま すけれど、平成13年度の一般会計の決算額が1,462億円ほどある。その中で一番率的に、 その目的別の歳出計算なんですけれど、福祉費が40.3%、金額に直して589億円弱、占め ています。

この福祉費の中で金額の多いものとして、保育事業があります。平成14年度の杉並区施策評価表A施策名「保育の充実」を見ますと、施策コストの総事業費が123億円ほど計上されています。人数につきましても、第二次行財政改革実施プラン「年度別定数削減計画表」を見ますと、平成14年4月1日現在で、職員の方4,491名中保健福祉部の保育課保育園で保育士738名、以下合計で920名と、非常に人数が多くなっています。この施策の中で総事業費の半分以上を占めていますのが、事務事業の一般保育運営です。67億5,000万になっています。

保育は、少子化の一方、女性の社会進出の増加とか、世帯人数の減少による子育て機能の低下により需要が増大しています。ニーズは量的なものだけでなくて、質的にも変化している。ところが、一方、区の財政負担には限られたものがありますので、その限られた資源の中で多様化するニーズ、増大するニーズにこたえるためには、受益者負担を含めて外部監査を通じて検討することが必要かというふうに思いました。

会長 ありがとうございました。

私のところは大して理由は書いてないんですが、ごみ収集と図書館事業というのは挙げさせていただいております。ごみ収集の理由というのはここには書いてないんですが、これは一番日常的に区民の方が目に見えるということと、あと、区の方に移管がなされていますので、それによってどれぐらいのインパクトがあったかというのを見たらどうかということがございました。

それと、図書館事業というのは、これも身近なサービスですのでニーズが高いということと、あと、まだ未設置といいますか、未整備の問題がまだあったので、そこら辺の建設事業も含めて総合的に見たらどうかということで提案させていただいたことでございます。 それでは、最後に委員の方からよろしくお願いします。

委員 一つ目は、まちづくり施策の総合的推進ということで、一番具体的な場としては、 区の都市計画審議会とか建築審査会というのがあります。区だとか市町村におけるこの審 議会というものが本当にうまく機能するかどうかというのがまちづくりの一番大きな推進 役に今後なっていくはずなんですが、実際にはなかなかこれがうまく機能しないというふ うに言われております。

都道府県レベルでももちろんこういう審議会はあるんですが、多分その都道府県レベルではうまく合意ができないが、区市町村こそそれができるんだということを証明できる、そういう場ではないかと思っています。ここを、なぜ今うまくいかないのかということを個別の監査として、対象として、少しそういうきっかけをつくって、議会や、あるいは行政の職員、あるいはそこに参加している専門家もぜひ考えてもらいたい。そういうきっかけにしたいというのが一つ目です。

保育については、事業規模が区として非常に大きいということが一つありますが、この保育事業というのは、行政がやると同時に民間がやるということと非常に深くかかわりがあります。また、行政目的自身が非常に長い歴史を持っていますが、それが非常に大きく変化していて、例えば、つい最近問題になっています補助金の額としては、厚生労働省としては非常に大きな額を持っている、そういう事業なわけです。そういう意味では、日本の児童福祉、あるいは女性の社会進出、そういうもろもろの行政と民間とのかかわり合いを非常に深く持った事業なので、ぜひ監査をして、常に洗っていかなくちゃいけない問題だろうと思っております。

3点目は内部事務ということで、ちょっと毛色の変わったものを挙げました。これで個 別監査にするということ自体がうまくできるのかどうかということがあるんですが、実は 問題意識となりますのは、これ、区でも行政部門すべからく、あるいは民間でもある程度 そうなんですが、人口の高齢化ということが組織の硬直化ということに直結するという状況が非常に顕著に見られるわけで、それがますます今後出てくると思っています。それを 早くこの問題点を見て、かつ早く機動的な組織運営を用意しておかないと、結局行政というのも広い意味では日本のサービス産業の一つわけですから、そのサービス産業の生産性 が早く問題点を指摘してより機動性を高める、それは行き着くところは、職員がどういう、つまり行政にとっては一番大きなリソースは人なわけですから、その、人というものがどういう社会的な役割を果たすか、行政で果たすか、NPOで果たすか、民間で果たすか、そういう視野で物を考えて、その行政の職員の生産性というものを見るために、内部事務 というものを個別監査の対象としていきたいと、こういうことが3点目の理由でございます。

以上です。

会長 ありがとうございました。

今、全員の方のご意見を賜って、とりあえず皆さんのもとにおいては、資料1ということで事務局と私の方で相談をして、三つのテーマを選定した文書が一応できているわけでございますが、まずこれの文章等は多分いいと思いますが、たまたまきょうお見えの委員、私、委員から推薦していただいたのは、少なくとも一つは入っているということで、たまたまだと思いますが、きょうお見えの方のご意見は一応1、2、3にすべて入っておりますが、この3点ということでいろいろ理由も事務局の方でおつくりいただいておりますが、どうしましょうかね、まず、これがいいかどうかという議論するに当たって、追加資料をせっかく用意していただいておりまして、保育については資料4ということで、図書館については資料5というのがきょうご用意いただいていますので、資料4、5というのも関連づけながら、一応この資料1のご説明をしていただいた方が一番生産的だと思いますが、よろしゅうございましょうか。それとも、別々にやった方がよろしいですか。

行政改革担当副参事 では、ちょっと、説明というとなかなか、委員からいただいた意見を踏まえた形で、そこに選定理由ということで整理させていただいているんですが、ちょっと訂正等もあったりしますので、資料の説明等若干させていただきます。

会長そうですか。どうぞお座りになって。

行政改革担当副参事 失礼します。

まず訂正ですが、大変恐縮ですが、2枚目の一番最後の方で、 の最後なんですが、

「1億円弱の減少」となってございますが、これは後で精査したところ「増加」でございまして、減少を増加というふうに、すみません、趣旨を直していただけますか。

会長 何ページですか。1枚目の紙の……。

行政改革担当副参事 2枚目の裏ですね。2枚目の紙の裏のところです。

会長 裏。

行政改革担当副参事 というところの最後です。

会長 1億円減少じゃなくて、増.....。

行政改革担当副参事 「減少となる」というところが「増加」でございました。趣旨はほとんど変えなくていいということですが、ちょっと括弧書きは場合によってはちょっと合わない面もあるので、括弧書きをとるというようなことでやらせていただければというふうに思います。

それから、そのほかの資料の説明でございますが、まず挙げられているテーマの保育事業に関連しまして、資料4については、保育の改革方針ということで、昨年度の7月にまとめられた保育サービス提供のあり方の検討会の報告書ということで、この中で基本的には公設民営化を進めて待機児童を減らしていくというようなことで、公設民営化を進める方針等がここでまとめられてございます。

それから、次の図書館のあり方、図書館運営のあり方検討会報告書でございますけれども、これについては先週の行財政改革推進本部会でまとめられたばかりでございますが、図書館については長い間改革等が、大きな改革等行われてまいりませんでしたけれども、それの改革の方針ということで、基本的には民間の活力等も利用したり、それから、開館時間あるいは開館日等を拡大して、区民の利便性を高めるというような改革の方針がまとめられてございます。

それから、最後の資料6については、これはきょうの最後にちょっと触れさせていただければと思うんですが、今年度の行政評価の取り組みということで、大まかな取り組みの方向でございますが、これについては最後でちょっと説明したいと思いますけれども、先週の行革本部会でまとめられたものでございます。

それから、一応、きょう手元に、資料番号をつけていないもので、監査委員が行った行政監査テーマという、A4判1枚の資料がございます。これにつきましては、現在の外部監査制度の中で、法的な要請として、監査委員が行った行政監査と基本的にはダブらないようにというような要請があるということで、ここ5年ほどの行政監査のテーマを整理して

ございます。今回の三つのテーマについては、これと基本的にダブっていないというふう に考えてございます。

それから、若干、資料ということではないですが補足させていただきますと、昨年度の14年度の外部監査の候補をいただきまして、これにつきましても先週の行革本部会で、これの結果を受けた改革を進める対応の検討組織が、先週設置されてございます。14年度の外部監査結果については、経緯は今そういう状況でございます。

ちょっと雑駁でございますが、そんな状況でございます。

会長 ありがとうございました。

そういたしますと、まずこのテーマを一応3点に絞っておりますが、それでいいかどうかということと、それぞれテーマ候補の選定理由がこの文章になっておりますので、その2点につきまして自由にご討議をいただきたいと思います。それに関しまして、また今の資料4、資料5についてさらにご質問等があればご自由にお願いしたいと、こういうふうに思います。

どうぞ、ご自由に……、テーマの3点、これでいいかということと、その理由の書き方でございますね。こういうことで説得的かどうかということ。若干その内部事務の効率的執行等についてあえて論点等を言えば、かなりパブリックサービスといいますか、事務のやり方等についての一つの考え方を述べておるものですから、そこら辺はいいのかどうかという、いろいろなご議論があるかと思います。ご自由にご発言をお願いしたいと思いますけれども。

委員 よろしいですか。今、会長が言われたことになるんですが、むしろ区の方にお伺いしたいのは、個別事務ということを私さっきちょっと申しましたが、これを外部監査の個別監査の対象にするということ自体には矛盾はないんですか。いや、私自身が自信がなかったんですよ、実はその辺。非常に包括的な話になりますよね。どうしても内部事務の効率的執行とはタイトルは言うものの、いざやり出したらほとんど仕事のやり方みたいなものがみんな含まれるような格好になって。それは、考え方として矛盾はないんですか。

政策経営部長 内部事務を外部の目から見てもらうということについては、別に矛盾ということはないと思います。ただ、非常に監査しにくい要素というのはあるかなと思いますね。内部事務といっても、一見共通の内容ではありますけれども、縦割りの行政分野によって処理の違いもかなりあるでしょうし、ですから、もし見ていただくとすればそういうものを全体を見ていただいて、逆に共通な部分に潜んでいるといいましょうか、その問

題点というのを指摘してもらうというようなことはあり得る話だと思いますね。

委員 続けて申し上げさせていただきますと、問題意識としてありますのは、これは民 間でも行政でも同じだと思うんですが、ある会社の経営が、仕事あるいはその会社が動い ているときに、その会社ないし経営の一番固定的な要素は何かということになっていくん ですが、製造業であれば資本設備がかつては固定的なものだったかもしれないですが、行 政部門においては、とにかく、人がまさしく最も固定的な要素でして、いろいろ事務事業 だとか、あるいは行政施策を一つずつ検討していっても、それがあるところまで行きます と、結局労働力というか、人間のリソースを最後は動かさなくちゃならないんじゃないか なという話に行き着くわけですよね。もし、その行政ニーズが高ければ、むしろそこに人 的リソースを入れてもいい。逆に、民間がやった方がいいということであれば、そのリソ 一スは民間に行った方がいいという、こういう話になるんですね。これは、日本の雇用制 度のもとでは、とにかく60歳まで働くという前提ができていますから、もちろんそういう 制度として、今公務員制度そのものも検討されていきますけれども、結局その労働力がこ れからどういうふうに使われたらいいのかという問題、社会全体、杉並区全体にとってみ れば、公務員として、あるサービスをやるのがいいのか、もしかしたら民間としてやった 方がいいのかという問題です。相手は区民なわけですから、区民の立場で考えれば、公務 員で公務サービスじゃなくて、民間サービスあるいはNPOサービスでもいいんだよとい うことになれば、最後はそのように労働力が変わっていくのが一番望ましいという、単純 に言うとこういう話になるんですね。

ところが、これはもうどこの組織でもそうですが、特に今戦後の日本の人口構成が非常に50歳代、今のいわゆる団塊の世代に非常に偏っているために、それが非常に大きなおもしになっているというのがあると思います。これがやはり民間でも行政でも機動的な転換を阻害したり、意思決定を阻害したり、これはもう必然的にそういうところが出てきちゃって、にっちもさっちもいかない。ここを何とかしないことには、幾ら個別で生産性、生産性と言っても、生産性を上げる上で一つ一つの事務を見直してどうしようといっても、最後はそれを決断する組織のその意思決定の問題ですから、その辺をもっと機動性をやっていくためには、どうしても最後は人のリソースをどうしたらいいかということに行き着かざるを得ない。それは縦の系列で言えば意思決定をする問題で、横で言えば人のリソースを行政やNPOや民間に再配分していくんだと。だから、極論すれば、行政はみずから、同じ給料をもらうならば、この給料で自分はNPOでやった方がより社会貢献できるとい

う、そういう決断があってもいいわけなんですね。

そういうことがすごく最近意識にありまして、そのように労働力を再配分していかないと、行政自身の機動性が最後までやはり上がらないんじゃないかということをすごく感じております。従来の内部事務の効率的執行というと、IT化を進めるだとか、そういう話なんですがね。それはそれでよろしいんですけれども、最後は、行き着くところは公務員の人間のリソースを社会の中でどのように使っていったらいいかということまで今後考えていかなくちゃいけないんじゃないかという意識があります。ちょっと射程は長いんですけれども、杉並区なんていうのは、何といってもやはりいろんな意味でのトップランナーなわけですから、そういう公務労働ということを将来どうしたらいいかということも、ぜひトップランナーとして考えていただきたいという、そんな感じで申し上げました。

会長 だから、監査の場合に、これはどこまでやれということは書いていないわけですから、ここにも少し書いてあるように、多分大体東京23区とか、近郊の市も同じことなんですが、10年ぐらいのタームで考えていきますと、かなり急激にある層がやめていって、そこで大きな改革はやろうという意識があれば結構できるんですよね。10年ぐらいの期間をかけて。そういう一つの、大きな、長期的なビジョンに従った、そういう人事の管理のやり方等についての内容に踏み込んだ監査をおやりになってもいいと思いますし、あるいは、ここに書いているような事務事業の流れ、やはり仕事の忙しさ等に応じた張りつけですね、それを変えるというような監査もあるとは思います。

実は、この前の土曜日に急遽呼び出されて、全国首長連携交流会なんていうところに駆り出されて、少し私もしゃべってきたんですけれど、そのときでも一番の悩みというのは人件費問題だという。要するに公務員というのは身分保障があるから、先生はいろいろ言うけれど、それは簡単に勧奨退職ではないでしょうということを、同じことを言われたんですが。しかし、実は、トップランナーであれば、間もなく来年あたりから地方独法制度というのができるわけですね。国の場合も、独法制度というのは、我々は 私は間もなく非公務員になるんですけれども そういう制度を使えば、必ずしも公務員は絶対ずっと身分保障のままであるということでもないわけで、そういう一つの新しい切り方とか、あるいは特区制度等の活用法を行えば、今、委員のご指摘のようなところも踏み込んだ監査ということもできないことはないと思いますけれど。ただ、ここではそこが余り内容… …、項目を言っているだけで、具体的にこういうことをやれということまでは踏み込まなくてよろしいでしょうかね。どうだったですかね、事務局の方。

政策経営部長 今のお話に関連しますと、これは外部監査で、特に委員が今おっしゃったような部分というのを監査をお願いできるようなところというのが、具体的に今なかなかイメージできないんですが。行政と、それから民間の役割分担ですとか、あるいは、NPOを含めて、公共的な仕事をどういうセクターでやっていくのがいいのかというようなことだとか、それから、おっしゃるように行政組織の中でもこれから団塊の世代がやめていくといったようなときに、そういった部分が担っていた分野の仕事というのは、同じようにまた公務員を雇って処理していくのがいいのか、あるいは相当部分を行政以外の部分にゆだねていくのがいいのかとかというようなことだと思うんですが、これを監査で指摘をしてもらうというようなことが果たしてどの程度可能なのかというのは、ちょっと私も、今すぐにそれが妥当かどうかというのはなかなかわからない。

私ども、当初お話があったときにそれほど矛盾を感じないと言いましたのは、文書ですとか経理ですとか人事といったような、事務そのものが効率的であるかどうかというようなことを監査をしてもらうという意味で、内部事務を外部監査にゆだねるということについては矛盾はそれほど感じませんというお話をしたんですが。

会長ここの文章ではそういう内容になっていますね。

行政管理担当部長 ちょっとよろしいですか。今、委員がおっしゃられたことというのは、行革のテーマそのものといいますか、これからの行政の役割は何であってというような、民間との役割分担とか、そういうものを考えていくということだと思うんですね。

今、区も、おっしゃられたような今後の退職者の動向なども見込んで、13年度から10カ年で1,000名の職員を削減するという計画を持っていまして、それをまたどういった分野でやっていくかということも、今第二次になっていますが行革計画の中で具体化してきているという状況なんですね。

きょうたまたま俎上に上っています保育とか図書館の分野も、まさに今後そういった計画を実現していくために見直しが必要な分野ということで今俎上に上ってきているということで、そういう意味では委員の言われたようなことの個別のテーマが保育や図書館であるのかなというふうに思います。

会長 いずれにしても、現在のこの文章のトーンでは、事務事業の流れや組織編成等を 見直すというようなマイルドな表現になっていますから、問題はないと私は思っています が。

私が事務局にお尋ねしたかったことは、ここに書いてあるような趣旨で監査をやるとい

うところまで拘束力はなくて、テーマについてだけですよね、我々については。あとはご 自由に包括外部監査人がやっていただけるということですよね。ですから、それはいいと 思うんですが。

委員、何か。

委員 今、この内部事務の......。

会長 どこでも結構です。

委員離れても。

会長はい、離れても結構ですよ。

委員 私の方は、一般保育運営ということでテーマ選定したものですから、今資料4で杉並区における今後の保育サービスのあり方というところを見てますと、児童福祉法第2条ですか、そこで「次代を担う子どもたちを心身ともに健やかに育成する責任を負っている」と。ここのあり方のところでは、その児童福祉法第2条によって、「限られた財源の下にあっても、『待機児童ゼロの実現』を基本目標に据えて、保育施設を推進していかなければならない」と。どこまで区が保育事業そのものをやればいいかということを、明確な基準はないんでしょうけれど、責務を負っているかということに関して、外部監査というのは立ち入れるものかなと。ちょっとここが私、一番興味があるというか、待機児童ゼロを目指して区として何かを自治体としてやっていかなきゃいけないんだとすると、かなり重たい責務があるんじゃないかと。もちろん、民間企業とかNPOとか、そういったものを活力を使っていくというのはいいんでしょうけれど、なかなかそこへ移行できないようであれば、区としてどこまでやらなきゃいけないのかというのが外部監査にできるんであれば、区としてどこまでやらなきゃいけないのかというのが外部監査にできるんであれば、区としてどこまで立ち入ってもらいたいなと思っているんですけれど。

会長今のは、じゃあ事務局にお尋ねをしましょうかね。答えられますか。

政策経営部長 保育に限ってお話しした場合に、保育にどこまで責任を持つべきなのかというのは、これはある意味政治的な価値判断といいましょうか、そういう部分もあると思います。限りある行政のリソースの中で、保育にどれだけの資源配分をしていくのかということであると思います。ただ、当然のことながら、保育以外にもさまざまな責任を負っているわけですので、そこはどう配分していくかというのは、まさにその政治的な選択の中で一定の配分をしていく。

また、そういった限られた配分の中でも、行政が保育に対して、法で定められているような責任を果たしていくということは変わらないわけですので、あとはそれを果たしてい

くときに、ではどういったような手段・方法でその責任を果たしていくことが、より効率的であり効果的なのかと。ここの部分は十分監査の対象になり得るんだと思うんです。その政治判断の部分というのは、非常にこれは監査になかなかなじみにくいものがあるかと思いますけれども、その執行の効率性なり効果性なりということ、それから、その手段の選択がそれに対して適正であるかといったようなことが監査の対象になるのかなというふうに思いますが。

委員 ちょっとそれに関連して。そうすると、保育について、例えば公設民営というのが出てきますと、今、例えば行政コスト計算書というのはまだつくっておられないんでしたっけ。

政策経営部長 つくっております。

委員 おりますよね。そうすると保育なんかは、当然、ベネッセがやるのと区がやるのとでは、かなりの差がコストに出てきちゃいますよね。それで区議会に示すと、こんなに差があるねということが歴然としてしまう。その上でも区議会としては、これはコストがこんなに差があっても7割方は直営でやるべきで、公設民営は2割程度にしておきなさいよと、そんな感じの判断が出てくるというのが今の現状なわけです。

政策経営部長 行政コスト自体を明らかにしたのはつい最近のことですので、そういった議論というのは、まさにこれからだと思いますね。それは、私どもがコスト計算をしてこうなっていますよということを明らかにした段階で、これをさらに外部監査なんかで、同様の、あるいは、それ以上にもっと厳しい指摘が出てくれば、それはそれでまた、そういった議論を深めていく素材の一つには当然なるというふうに思いますが。

会長 よろしいですか。いずれにしても、判断基準にはちょっと立ち入れないと思うんですよね、監査委員の方は。それで、今おっしゃったようなコストの適正な比較のための検証であるとか、そういうことは可能であると思いますし、あるいは、本当に待機が、児童の数が正しいかどうかとか、そういうことの検証も本当は、実は私は非常に重要なポイントだと考えておるのであります。

本当に保育に欠ける児童でこんなに待機がいるということがあったとしても、何らかの格好で手当はされているわけですよね。ですから、そこら辺、むしろ追跡調査等も必要で、それなりにそういう意味があるとは思っておりますが。むしろ、ちょっとご議論いただきたいのは、テーマではあるんですが、その書きっぷりですね。それぞれの選定理由等もこれでいいのかどうかということについても、一応、我々外部評価委員はこの項目を単なる

思いつきで出したのではないということが必要ですから、これも一応皆様にチェックをしていただく。こういうふうに思います。

図書館については、特に何かこの資料5について余りご質問がなかったんですが、新し い内容等が盛り込まれているわけではないんですね。

いずれにしても、これも昔から地方自治経営学会というのを、もう一ついろいろ学会があって、そこではもうかなり、20年ぐらい前からこういう比較計算を一生懸命熱心にやっておられる団体もあって、大体4割とか、最低でも3割ぐらいは安いというのは常識的になっていますが。

今、保育事業についてご検討いただきました。図書館事業等の書きぶり等はどうでござ いましょうかね。

行政改革担当副参事 この資料を説明した方がよろしいですか。

会長 もしこれの文章等の中でご説明であれば、一応行政コスト計算書らしきものもあります。ここもまだ民間とのやつはないわけですかね。

委員 私は、そういう意味では、書いてある意味が一番理解できなかったのは、内部事務のところのさっき のところなんですよね。ちょっと文章的によく理解できないのは、

のところは……、行政コスト計算書によると総務費は46円減りました、これは評価がえによるものだと言われちゃうと、ちょっと意味がよくわからないんですね。評価がえだと、 実質的には何も変わってなくて、ただ評価がえに伴ってこうなったんですかと……。

行政改革担当副参事 発生主義の考え方を......。

会長 減価償却分ですか。

行政改革担当副参事 はい。

会長ですね。そういうふうに書いた方がいいかもしれないですね。

委員 減価償却が減ったということですか。

行政改革担当副参事 持っている財産の評価が減った分がコストを、損をかけているから、その年の損になっているだろうということですね。

会長 だから、結果的には総務費もふえていますと、こういうことで意味合いはよく通るようになったわけですね、逆に。やはり説得的な文章になったわけですよね。そういうことですよね。

行政改革担当副参事 はい。

会長 これ、今、委員ご指摘のとおり、ちょっと意味合いがわかりにくいので、もうち

ょっと言葉を補った方がいいかもしれませんね。

図書館についてはこれでよろしいですか、この書きぶりは。ここに書いてあることは正 しいんですけど、ただ、公立図書館のそのままの行為においてはお金は取れないんだけど も、公立図書館等を複合的な機能を持たすとか、例えば合築にして別の何かをするとか、 レストランはもうからないと思いますけれども、何かそういうことは可能なわけですよね。 図書館本来業務からはお金は取っちゃいけないということだけですよね。そうですよね。 だからそれは、もしそれは自己収入を高めようと思えば、それなりのいろいろな方法はあ ると思いますし、ここに書いてあるものはそのとおりなんですけれど、ただ、若干サラリ マンが何か自分の会社の仕事のためにレファレンスを頼んでいるのも最近は結構多いよ うなんですけども、そういうことに対してただでやっているのがいいのかどうかというの は、ちょっと常識的に僕は割り切れないところが正直言ってあるんですけどね。そういう のが、それで自慢しているどこかの市町村の図書館があるんですけども、それによって企 業の立地が盛んになるとかいうことであれば、回り回って区税収入の増加になるんですが、 そこら辺はちょっと微妙なところがあるので、ここら辺は法的にはお書きになっているこ とが正しいんだと思いますが、若干生涯教育の場としてはいいのかもしれませんが、経営 的な観点から言うとしっくりこないところもあるんですけどね。まあ、いたし方のないと ころです。

保育論は、これでされているんですかね。これでもやはり同じぐらいのトーンですかね、 資料5でも。これからの図書館運営のあり方。ひたすらサービスをよくして利用率を高め て、経費を安くするというだけでしょうか。

中央図書館次長 よろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

中央図書館次長 中央図書館次長でございます。

今回のこの図書館運営のあり方検討会なんですけども、方向的には今後新たに展開する施策もしくは充実する施策を掲げまして、それから図書館建設をあと3館、新館が予定がされているんですけども、そのような新館の運営費などをいかに現在の枠の中で生み出していくかというようなところが、一番ポイントになったところです。

最後のところに図書館運営の新たな方向というところがあるんですが。NPOとの協働による図書館運営というところと、民間活力の導入によって人件費、直接人件費の一番割合の高い、約70%を占めているんですけども、図書館の枠の中で70%を占めている人件費

をどうやって削減していくかというようなところで、NPOとの協働による図書館運営と 民間の活力の導入というふうなところで方向性としては出してございます。

会長 図書館というのは、資本的なあれはPFIでやるとかいうのは、余りそういう議論はなかったんですか。

中央図書館次長 はい。図書館運営のあり方検討会の中では、PFIということには余り議論はしませんでした。

会長 今のようなご説明なんですが、こういうことでよろしいでしょうかね、文章等。

図書館というのは非常に話題性があって、なかなか改革も大変なようですけど、司書か何かの人、資格の人というのは、やっぱりいまだに常置しなきゃいけないんですかね、図書館というのは。図書館司書か何かを必ずフルタイムか何か。そうでなくてもいい。よくなったんですか。そこら辺がNPOの場合の何か問題になるかと思いますけど、そこら辺は今クリアになっているんですかね。

行政改革担当副参事 必置規制については、図書館長なんかは 司書とかは資格が要るんですけど それがなくなっていますね。あわせて一般の方も少し.....。

中央図書館次長 図書館法上何人置かなきゃいけないとか、そういう必置というのは特に定めはありません。ただ、区としてはなるべく図書館に司書職を置きたいという気持ちがありまして、現在司書講習に年間3名ぐらい予算を取りまして、行ってもらっているところです。

会長 ありがとうございました。

もう一つ事務局に確認したいんですが、この資料1の文章等について、ご欠席の委員からは何かコメントございましたでしょうかね。

行政改革担当副参事 資料送付の後ですか。

会長ええ。

行政改革担当副参事 資料送付の後......。

会長 資料1も一応お送りいただいていますよね、これは事前送付ですから。これについてはコメントは何かございますか。

行政改革担当副参事 コメントは特にいただいてございません。

会長 ないですか。

行政改革担当副参事 はい。

会長 どうでございましょうかね。先ほど議論に出た、4ページ目の一番最後の文章を

少し直すということにしておいて、三つのテーマで、あえて順序はつけないということで、この3点の中から区長の方でご自由に選んでいただくという方針でいこうというのが原案なんですが、そういうことでよろしいでしょうかね。どうでございましょうか。よろしいですか。

(異議なし)

会長 文章等については、あとはよろしいですか。最後のところを直して、また各委員に一応ご確認いただいて、それを最終案とするということでよろしゅうございますか。あるいは何か.....。

委員 一つ事務局に質問なんですが、これでいざ区長さんが判断されるというのは、また何か説明して議論する場があるんですか。それで、これにかけられるんですか。それとも、ただこれをもう区長に渡して、区長がお読みになって判断する。それだけなんですか。 総務課長 総務課長の根本でございます。

今後の手続でございますけれども、これで三つのテーマをいただきますと、内部で助役を長としました外部監査委員会というものをつくってございます。これについてそれぞれ意見を出して、三つの中から一定の考え方を出して一つのテーマに絞る。それについて区長に報告をいたしまして、了解といいますか合意形成を図るというような今後の手続になりまして、これに基づいて議会の方にこのテーマでよろしいかどうかの審議をいただくという形になります。

委員 では、区長ご自身がこの三つでどれがいいかなというふうな比較考量をするということではないわけですね。

総務課長 最終的には外部監査委員会の評価を参考にしながら、また区長が決めていく ということになろうかと思いますけれども、一定絞り込みは外部監査委員会の方でしてい くという形になります。

会長 よろしいですか。

委員 では、この資料は、会長が区長に提出するものではないんですね、そういう意味 では。

総務課長 いや、あくまでも区長に提出いただきまして、その前処理として、区長の判断をする上での参考として外部監査委員会の方で論議をして、その意見を付して区長の方にお話をしながら、区長が最終的に決断をするという形になろうかと思います。

委員 これは、区長もお読みになる文章なんですか。

総務課長 ということになります。

委員 そうですか。わかりました。

会長 そういう前提のもとでいかがでございましょうか。若干、言葉としてはかたいと ころがかなりあるんですけどね。それは少し気にはなったんですけど、区民向けの文書じ ゃないからこれでいいかという判断を個人的にはしましたが。よろしゅうございましょう か。どうぞ。

委員 もう一つあわせて。では、これは外部評価委員会で区長に提出しましたよという こととはまた別に、区民の方々にもこれはオープンにされるものではあるんですか。

行政改革担当副参事 はい、それは……。

委員 つまり、こういう答申がありました、と。わかりました。つまり、この文書は区 民もごらんになる文書ではあるんですね。わかりました。

会長 これは情報公開があった場合に出すんでしょう。これは何かで……。

行政改革担当副参事 情報公開という、積極的な情報提供でございますから。

会長 情報提供。これは何かに書くの。載るわけですか。

行政改革担当副参事 この外部評価委員会の流れ等につきましてはホームページ等で常時公開していますので、資料も含めて、報告も含めて公開していくということでございます。

会長 そうですか。そうすると、かたいところは気にはなるでしょうが……、ちょっと そこは気にはなっているんですけれどね。そこら辺の文才がないので、では最低、ですま すぐらいに変えていただきましょうかね。いや、区長だからいいですかね、これでも。ほ かの方のご意見を参照いたします。例のこの前の行政評価検討委員会か何かの文章は、文章の達筆な方がおられて直していただいたんですけど、まあ、いいですかね。

去年はどうだったんですかね。昨年はこういうかたい文章でしたかね。ですよね。

行政改革担当副参事 文体は昨年を踏襲しているかと……。

会長 そうですか。じゃあ、いいですかね。どうですか、好みの問題ですけど。

委員 区民が読むのだと、やっぱり確かにかたいと。

会長ちょっとそれは気にはなったんですけども。

委員 平成14年10月に出たのと、何か同じような文体で。

会長 ええ、そうです、同じです。よろしいですか。これでいきますかね。かたい言葉 というか専門的な用語というのは、一応、ですからそこは少し気になって、括弧書きで定

義を書き入れていただいたわけですよ、若干。ですから、読めないことはないと。若干か たい言葉の漢字が使われているというのは、気には……、ワープロ上そうなると思います が。少し気になる点は、3ページ目のちょっと僕もまだ迷っているところなんですが、3の 内部事務への効率的執行で、4行目から5行目にかけての「他都市においても実施した例は 極めて限られるのではないだろうか」なんていうのは、これは無責任な文章なんですよね。 そんなのおまえ調べろ、というか、何をやっとるかというふうに、逆に私が区長だったら 言いますけどね。だから、ここはちょっと、これは、「.....ないだろうか」というのは余 り、最近の無責任体制の言葉を反映しているという批判もあって、極めて限られると、 「.....ないだろうか」というのは余りよくないと思いますが、そこら辺はちょっと確認し て。どこかの公認会計士協会か監査法人で出していましたね、包括外部監査人のテーマー 覧表というのは。ホームページにも多分ありますので、それを確認していただいて、ない ならないと書いてください。そして、一、二あれば一、二と、数をきちんと書いた方が、 こういうのはやはり権威にかかわる問題ですから、みっともないですね、5人も専門家を 抱えていて。それだけちょっとお願いしておいて、あとはこの文体でいきましょう。間違 ったことがなければいいということで、よろしいでしょうかね。あとは、各委員の方にご 確認いただくということで。

委員 はい。

会長 よろしいですか、委員。

委員はい。

会長 では、1番目のテーマは一応原案をご了解いただいて、文章等についてはまた最 終確認をしていただくと、こういうことで終わりにしたいと思います。

2番目のテーマであります外部評価意見に対する所管課対処方針についてということで、この2月、3月まで、昨年の年度末におやりいただきました外部評価結果についての主管課の処理方針というのが、資料3で取りまとめていただいております。まず、これについての、個別には一々ご説明はできないと思いますが、ポイントだけまずご説明いただいて、それで各委員の方からこれについてのご質問なり、これじゃだめじゃないかとか、あるいは、これはどういう意味なんでしょうかというご質問なりご指摘をいただくということで、簡単にその資料3のポイントだけご説明をお願いできますでしょうか。どうぞ。

行政改革担当副参事 ポイントといいますか、非常に多岐にわたっておりまして、それ ぞれに各所管で答えている内容になるんですが、これがつくられた経緯等をちょっと説明 させていただきたいと思います。

これにつきましては、昨年、外部評価ということで意見をいただきまして、このご指摘のそれぞれに対して、まず所管の部署の方に、これについて、年度当初では大まかなこれへの対応方針を示してほしい、と。それで、年度末にはその対応結果をまとめて、また報告するというようなことで考え方を示しまして、それぞれの所管に該当する部署に投げかけをいたしまして、答えが返ってきたものをまとめまして、区の内部で行政評価の組織がございます。行財政改革推進本部会のもとに行政評価部会というのがございまして、この部会の中で再度こういった方針でいいかというのをチェックいたしまして、チェックとともにもう一回各所管に再確認をしてほしいというようなことで投げ返して、出てきたものでございまして、それぞれに例えば評価指標、これはおかしい評価指標ではないかというようなことにつきましては、大まか、全体を見ていただくと、それぞれご指摘いただいたところ等を見ていただくとおわかりいただけるかと思うんですが、特に理由がないところについては、なるべく委員の指摘に沿った形で指標の改善等もしていこうというような、大まかな方針等が書かれてございます。

大体そういった形になりますが、あとはそれぞれの議論、各論で違いますので、また具体的にこの辺はどうかということで言っていただければ、もう少し補足説明ができようかと思います。

会長 また、さっきのこととも関連するんですが、これは区民の方に公開されるんですか、この対処方針についても。

行政改革担当副参事 はい、基本的に公表をしていく考え方でございます。

会長 そうですか。そうすると、余りいいかげんではいかんですね、我々としては。そうすると、本当は各それぞれ、あえてこれは名前は、個人名は出さないということで、たしかこれはなっていましたよね。なっていましたが、だれがこの主たる意見を申し上げたかというのはわかるわけですから、その方にまずチェックをしていただくのは本当はいいんでしょうね、日を切って。それで、チェックしていただいてから議論するというふうに、それをするともう一回やらなきゃいけないので、とりあえず、きょうお見えの方でまだ時間が若干ございますので、ざっと見ていただいて、いや、こんなことは言っていないとか、あるいは、主管課の処理方針はこう書いているけどこれで本当にいいのかなということ等を一応ご確認いただけますでしょうか。

それで、事務局といいますかそれぞれ行革の課としては、所管課じゃなくて、一応この

主管課の処理方針については一応これでまあまあいいだろうというご判断だと考えていい わけですか、我々としては。一応チェック済みだと、内部の。ということですね。

委員 私が幾つか指摘した中で、私も今できるだけ自分の書いたところが一番記憶あるのでそれで見ていたんですが、例えば一つの例として、その対処方針に書かれていることで、私が指摘したことに答えているのかどうかちょっと疑問なので、一つだけ例を挙げさせていただきたいんですが。

5ページで、都市計画審議会の運営のところですけれども、つまりうまく合意形成の場として機能しているでしょうかということで、私は幾つかの問題点を指摘したと思うんですが。これに対して合意形成に審議会が果たす役割について記述するというふうに書かれますと、記述というのは、何か、つまり都計審の事務局が役割について記述するというふうにまた文言で書かれても、それは何ら解決にはならないわけです。それがうまく機能していないんじゃないかというのは、審議会の委員の人、あるいは、それをどのくらい注目しているかわかりませんが、区民の方が、その審議会がうまく機能していないんじゃないかということを納得させられるような説明、ないし、その指標で説明しなくちゃいけないんじゃないだろうかというのが私の趣旨だったと思うんですが、そういう意味でこの答えでよろしいんでしょうか。

あと、改革案の概要についてというふうに記述するというのも、これもちょっと、私にしてもそうですし、区民の方が読んでも、改革案の概要についてというのは、何かそのうちに答申が出ますよということなのかしら。そういう問題がいわば先送りされたというような印象でこの答えは受けとめるんじゃないだろうかというのが、私の第一印象なんですが。

会長事務局、何かお答えはありますか。

委員 5ページの一番下ですね。

会長 523ですね。

委員 ええ。

行政改革担当副参事 確かに所管のお答え等もかなり苦しいのかなというところもありますが、求められた課題はなかなか、かなり難しい課題をいただきまして、すぐに多分所管は答えを出せないだろうなと。こういうつくり方じゃなくて受けとめて、少し時間をかけてもということであればよかったかなというような部分もあるんですが、当面やれることを記載したのかなというふうにこちらも受けとめまして、現在の段階ではなかなか指摘

の内容が非常に難しい指摘だったなというような感じも、思いを持っておりますけれども。

会長 この都市計画審議会というのは必ず置かないといかん、法的なあれですよね。ですから、なくすわけにいかんから、これの事実上機能するような運営とか、あるいは委員の選任でありますとか、そういうことをおっしゃっているわけですね、委員。

委員 そうです。

都市計画課長 都市計画課長から少し補足させていただきたいと思いますが、今、委員の方からのご指摘、私どもも都市計画審議会の、いわゆる審議会の中の議案の審議の過程の中で、都市計画審議会の果たす役割というものが、今の時代の今日的な状況の中で十分機能しているかどうかという検証は、当然やっていかなければいけないだろうというふうに考えてございます。

そういった意味で、若干主管課の処理方針の最初の丸のところが、ご指摘の意見と受けとめ方が若干違っていたのかなというふうに思わないではないんですが、3番目の丸につきましては、実は都市計画審議会の中にさらに今年度から部会を設けまして、これは全く杉並区独自のやり方として、その地域のまちづくりについて都市計画審議会がより主導的な役割を果たすような、そういったことも一応想定をいたしまして、今年度からまちづくり専門部会というような形で、都市計画審議会の中の部会として、さらにきめ細かく都市計画審議会の役割が果たせるような、そういったことを現在計画してございます。6月ごろからこの部会が設置されるというふうな予定になってございます。

会長 よろしいですか。

委員 はい、わかりました。

会長あと、まだあると思いますが、その間に委員。

委員 同じく5ページなんですけれど、一般保育運営というところで、職員分の人件費単価がどの事業も同一であるが これは一人当たり907万5,000円だったと思いますけれど 人数にこの金額を掛けて人件費が出ている。総事業費に占める人件費の割合というものが非常に高いものですから、若い人から高齢の方まで含めて全く同じ単価を使うというのも、もうちょっと分析を加える必要があるんじゃないかと。特に、保育運営に関しては、保育士という方の比率が高いわけですけれど、年齢構成的には若いんじゃないかというふうに思いましたので、実際の人件費に近いものが欲しいなと思ったんですけれど、こちら主管課の処理方針としては、区としては統一単価を使用しているので実際の人件費での表示は区全体での調整が必要となる、というふうに書いてありまして、こういう保育運

営事業では実際の人件費がどのくらいかかっているとかというのは把握しているものなんですか。

行政改革担当副参事 ちょっと事務局からお答えさせていただきます。

一つは、行政評価に関しては、行政評価の進めやすさということを考えて、人件費については統一単価を使わせてもらっています。ある程度、異動等で割と年配の方が固まったりとか、若い人が行ったりということもあると思いますけれども、そういったことを見るのは難しい。むしろ一般論で、だれが来てもというようなことで評価したいというようなことでやっております。

ただ、保育園は職種ということからそういうことがあるのかなというふうに思っておりますが、若干若いのかなというふうに思っておりますが、ほとんどその年齢差についてはそんなに大きくございません。給料表も行政 という同じ給料表ですので、ほとんど違いはないというようなことでやっておりまして、行政評価の上ではそういった見方をしております。

保育事業の個別の事業のコストにつきましては、行政評価とは別に事業別コスト計算書 というのをつくっておりまして、この保育事業についても、保育事業に焦点を当てたよう なコスト分析等も別途行っております。

会長 これは、一番いいのは決算統計のところで、保育所のところで、あるんですよね。 どれだけお金を取っていて、負担金はどれだけで、人件費がどれぐらいかかっているかと いうのはたしかあるんですが、それはいいといたしまして、あと何かございますか。どう ぞ。

委員 今の件で関して言えば、この分析を進める上では細分化していくという手法がありますけれど、細分化する場合に、今のところ細分化も何もなくて一本化しているわけですけれど、例えば管理職のコストとか、一般職員のコストとか、どういうふうに分かれているかちょっと私よくわからなくて申しわけないんですけれど、ある程度分けていかないと、行政コストを分析する上で、先に何も進めなくなってしまうんじゃないかと思いますので。それと、年齢が高ければ給料が高いというような形であれば、年齢が高いとそれだけ仕事ができるのかという話にもつながりますので、何らかの分析を進めていく上で、せっかくこういった事務事業評価がつくられている上で、人件費という事業費の中で一番割合を占めるものについて、何らか検討・分析が加えられるように資料をつくっていくというのが考えられないかなというふうに思うんですけれど。

会長 それは当然必要だと思うんですね。ただ、事務局がお答えされた意味というのは、 多分異動によって必要な施策ができなくなると困るという、一つの制限的な問題とか、比 較可能性があるだろうと思うんですね。

ただ、個別に、例えば民間と当面比較するという場合は、今委員がおっしゃったように、現実にどれぐらいかかっているかということと、年功制の問題ですか、年功制と能力の問題というのは別途検討が必要だろうと思いますが、当面のこの行政評価システムなり政策評価システムというのは、一種の普遍的な横並び手法なんですよね。それがいいかどうかというのは、だから全国的にも問題はあるんですが、一番のポイントは、要するにその人の異動によって給料が高い人が来ても、まさしく委員がおっしゃったように、高い生産性があるとは限らない。それ自身が内部矛盾かもしれませんが、そういう要素をなるべく除いて評価をしようというのが、こういう手法が全国的に使われている背景にあって、それがいいかどうかという議論は、また別途、我々外部評価委員としてはやる必要はあると思いますけれどもね。どうぞ。

行政改革担当副参事 ちょっとよろしいですか。補足をさせていただきますと、今まさに会長からありましたように、事務事業評価については、簡易的な手法で全体を広くやろうというようなことで進めておりまして、その辺の課題が残っているのは非常に課題としてとらえております。一つは、管理職の経費については、現在人件費に入れてございません。ちょっと全体の単価としてなかなか出せないものですから。それと、そういう内部管理的なものをどう事業に分配するか。例えば、一人の管理職がいろんな事業を見ていますので、それのどこに何割見ているかみたいなのが非常に難しいものですから、入れてございません。もう一つは、減価償却費も施設ごとにちょっといろいろ違ってくるので、現在のところ入れてございません。

ただ、先ほど説明しましたように、事業別コスト計算書という別途の、もう少し詳しく 分析するものについては、保育園でもゼロ歳児とか3歳児とか、そういった年齢別に分析 したり、いろんな角度からちょっと分析する手法等も、別途試みております。

委員 端数がついているものですから、人数に。ですから、それが管理職を案分したのかと思っていたんですけど、そうじゃないんですね。

行政改革担当副参事 これは超過勤務、残業の部分を入れて割って、何時間ぐらいやっているかというのを見て、一人にならないというようなことも含めてやっていると。

会長これはただ、この様式で、これをぱっと原表をこのまま区民の方に、こう、この

情報も必要だと思いますから、ネット上は。もう少しわかりやすい整理をしないと、区の方としての対処も明確に伝わりませんし、我々の意見がどういうふうに反映されたかというのもわからないので、何かこれ全体を、1枚紙ぐらいに要約するという作業が必要じゃないんですかね。これは事実の羅列で、読むのはしんどい話ですよね。関心がある方はそのポイントをごらんになると思いますが、結果的によくほかの自治体等もやっていますが、外部評価意見、一番よくやっているのは外部評価委員によってどういうふうに変わったかということなんですが。たしか、今後のあり方についての意見のギャップというのは、これはもう既に出ているわけですよね。我々の意見と区のこの今後のあり方の違いというのは出ていますよね、たしか。それはいいわけですね。その情報は既に。だから、これをこのままこう出しても、今の先ほどの委員の話にもありますように、なかなかちょっとわかりませんよね。何か工夫が、いい知恵がないですか、委員。

委員 区民の方が、まず分量も、私らでも大変だったので、区民の皆さん、これを見たらもう、読む前にわあっと気力がなえちゃうということなので、仕方がない。ただ、始まったばかりだから、区民の方も徐々に関心を持っていってくれればいいということだから、僕は全部を一応ホームページに出しておくことはもちろん必要なことだけども、その中でぜひこれだけは特に、例えばこの外部評価委員会で議論になったところというのをその中から別掲して、そこだけが少しわかりやすくしてぜひ読んでちょうだいというような、そういうプレゼンテーションの仕方があっていいと思う。それからもう一つは、企画課、つまり横山さんのところ自身の行政評価指標として、区民に対してこういう外部評価委員会でのいろんなものがどのくらいアクセスがあったかとか、どのくらい読まれたかというものがありうる。昨年たまたまフロリダ州のこういう評価機関が、自分のところの成果指標というのをちゃんと出している中では、州政府の評価指標がどのぐらい読まれたか。どのぐらいそこにいろんな質問が来たかということ自体も、やっぱりみずからの評価指標にするわけです。私はこれ自身がどのくらい読まれたかということ、あるいはどのくらい質問が来たかということも大事な区民参加の重要な指標じゃないかという気がしておりまして、それはもう、区の方の努力の問題なんでしょうね。

ただ、これを一遍にやろうといってもとても無理だから、5年計画ぐらいで区民の方が なじんでいただくという、そういうものとして考えたらどうでしょうかね。

会長 こういう文章スタイル以外に何かないですかね、もう少しわかりやすい......。 委員 できるものならグラフなんかでやったらいいと思うんですけど、なかなかね。 会長 評価委員のそのまま受け入れて、現実に拡充なら二重丸だとか、検討中が三角だとか、そして二重丸が何個だとか、そういうのはだめですかね。何かこれでは……、いやいや、熱心な方は当然全部お読みになると思いますが。

委員、何かありますかね。このままぱっと出すことも当然必要だと思いますけれど。

委員 書き方についてちょっと。

会長 書き方自身。どうぞ。

委員 いやいや、今、考えていますので。

会長 この評価委員というのは、もう我々の書いた意見をそのままこうなっているんですか。それとも、それはかなり脚色なさっているんですか、外部評価委員の。

行政改革担当副参事 ここは全く……。

委員 これは全くそのとおりだと思いますよ、全部。

会長 そうすると、やはり重要なのは、外部評価委員の今後のあり方が拡充としていることに対して、主管課の処理方針も、今後のあり方として拡充でいくのかどうかということが、区民にとっては一番有益な情報だと僕は思うんですけどね。要するにお金の面から言えばですね、第一義的に。どうなんですかね。これは僕の意見ですけど。

こういうようなことで、どこか、普通はたしかそういうことで、外部評価委員の考課か何かをやっているんじゃなかったんですかね。あとは外部評価委員の意見が最終的に意見になってくると、ランクの変わったのが何件とかいうことの表示はよくありますけれども、我々はそこをやってないわけですから、ランクづけは。強いて言えば、そこに対応するのは今後のあり方として、我々は拡充と言ったけれども所管課はそうじゃないとすれば、そうじゃないということと、それについてのコメントというのはむしろ一番あれだという気もしますけどね。どんなものですかね。

そうすると、さっきの5はどうなっていますか。5は拡充。何か、ちょっと変ですね、これは。委員、もともと拡充というふうに書かれたんですか、都市計画審議会の運営は。機能していないといいながら。

委員 拡充という意味は、つまり拡充と言ったって、法定の委員会だから拡充といって も困っちゃうんだけど、要は質的にちゃんとしていただきたいという、そういう言葉とし てそれが拡充がぴったりとは思いませんでしたけれども。

会長 そうですね、そこら辺も誤解を与えますよね、これが出るときに。そこら辺ちょっと考えないと危険ですよね。

委員 ええ。効率化なんて書けないですから。

会長 評価委員会は何かやれやれと言っていないという。何か、それで外部評価という ような苦情が出かねないですね。そういう意味ですね。

委員 そうです。

会長 だから、これはやはり金はふやさないけども質的な拡充というのと、金も質も……。普通、拡充というと予算が当然ふえるというふうに読みますよね。ここ、効率化、現状維持と書いてあれば。私の個人的な希望から言えば、外部評価委員が今後のあり方の現状維持ということに対して、評価意見とかデータ等の意見というのは、これはあくまでも意見であって、大幅なその政策への反映ということから言えば、今後のあり方という我々の意見に対して所管課がどういうふうに、あるいは所管課とか、あるいは区全体としてその方向をどういうふうにお考えなさったかというのが、やはり区政への反映だと思うんですよね、あくまでも。だから、それが書きにくいということがあれば、この書き方でいいと思うんですが、本当はそれがいいと思うんですね。我々は現状維持と言ったんだけど、むしろ、逆に区としてはもっとこれらを効率化しましょうというのもあるのかもしれないし、そういう対応表が一番価値があるというふうに僕は思うんですけど、そうでもないんですかね。何かご意見……。

政策経営部長 そういうことで出すとすれば、今後のあり方のほうの表現をもっと工夫する必要があるなと思いますね。効率化と現状維持と拡充しか選択肢がなくては、答える方も困っちゃうんですね。ですから、今後のあり方のほうを、例えば運営の効率化で内容の充実化とか、何かもうちょっと具体性のあるものにしないと、処理方針の方もそれに対して的確な処理方針というのを出しにくいかなと思いますが。

会長 ですね。いずれにしても、そうすると、ここではとりあえず今後のあり方という 意味をちょっと、注意書きか何かでコメントを書いておかんと、誤解を与えるということ ですね。ちょっと無理ですかね、この短期間で改訂バージョンを考えることは。次年度の 話ですかね。

委員、何かいい知恵はございますか。

委員 今後のあり方が最初に出てきているので、この今後のあり方を基準にその評価意見を書いたわけじゃないものですから......。

会長でも、最終的に我々の意見にしたら、今後のあり方の意見ですね。

委員 まあ、そうなんですけれど、ちょっとその辺が、今読んでいて.....。

会長 順番が。

委員 ええ。何か評価意見と、それからデータ等への意見と、主管課の処理方針がどう も余り合っていないような感じがするので......。

会長 反映していないんですよね。そうですよね。

委員 ええ。まとめるのは、これをどうやってやるかといっても難しいですよね。それで、きっと困られて、とりあえず全部載せちゃったんじゃないかなというふうに思っているんですけれども。

会長 まあ、載せるのであれば、今後のあり方を削るかという手はありますけどね。 我々の全部の意見というのはもう既に公表されているんだから、それを見ていただければ 今後のあり方についてのことも書いているんだから、ここでは技術的な処理だけにして、 ちょっとそれじゃ不満なんですけどね。本当は行政がどういうふうに変わったかというこ とが、区民も欲しているし、我々としても活動の意義があると思うんですが。当面はどう しますか。今後のあり方、このままでいくか、少なくとも注意書きが必要ですね。それか、 削除ですか。

委員 これは非常に短い言葉で出ているのが、見たときの一番のポイントになるので、 しかも最初に書いてありますから、この効率化というのを読んで処理方針を読むと、何か 変な感じがするような気がするんですけれど。どうしますかね。

会長 いや、ですからこれは主管課の処理方針として、まじめな区民が読めば、評価委員は効率化と言っていながらそれに対応していないじゃないかと、こういうふうに読むわけですね、多分。そういうことですね。それはそれでいいと思いますけど。

委員 そもそも、ここの効率化とか現状維持とか、この標語はどういう理由でつくったんでしたっけ。

会長 いや、枠組み.....。

委員 わかりやすさのため、一言で全体をあらわすためにつくったんでしたっけ。

会長いやいや、これはやはり反映ですね、次の。

行政改革担当副参事 一般的に内部の評価と外部の評価は少しずれて厳しくなるというように言われていますが、内部の評価に対して、外部としてはどう評価するかというようなところで、先ほど委員からあったように、わかりやすく一言で言うとしたらどうかなということであれしたんですが。このいただいた意見については、今年度について言えば、まだまだ行政評価の中身が整ってきていないので、いただいた意見は非常に参考になって、

それぞれその改善を少しずつ重ねるという意味では、非常に参考になっているんじゃないかなというふうには思っておりまして、そういう意味では細かい改善を積み重ねているというところがあると思います。ただ、今後どうするかは、また議論いただければと思います。

会長 そうすると、これはこれでこのままお出しいただいて、特に我々が申し上げた中で、主管課として非常に参考になった、それで、こういうふうに施策にはまだ反映されていないんだけれども、評価方法とか評価シートの書き方等にも、具体的にこういうふうに改善を図るようにしましたというようなことを、5項目ぐらい先に1枚紙に書いていただいてから、これを十何枚ですか、15枚ぐらいのやつが来ると少しはいいかなという気はしますけど、そんなところですかね。あと、お二人おられないから何とも言えないですけど、当面は。

委員 杉並区報を、2月ぐらいのですか、私、たまたま見て、2回か3回に分けて評価を紹介されていましたよね。今後も何かそういうページはそのためにいただけるんですか、 区民向けに。

行政改革担当副参事 一般的にあのぐらいの分量、スペースを割くというのは、かなりまとまって大きな課題があるときにということで、また、例えば今年度最後の外部評価が終わって、後でまたそういった機会で。紙面もなかなかとれないんですね、いろんな課題があって。そんな感じなんですが。

委員 そうですね。ホームページなんかも、少し工夫すると、もっと区民の人が見てくれると思うんですが、今は何か結構ぎっちり、ぎゅーっと詰まっている印象ですよね。今のホームページは。ですから、もう少し、やはりうまい、食いついてというか、最初に料理をお見せするというのも、区の一つのサービスじゃないかと思っているんですが。それを少し工夫すると結構読んでくれて、そうするとそれを僕らも見て、やはり、どういうところが一番知らせたいと……。区民向けでは、例えばこの書き方も、私自身が区民の方を意識して委員意見を書いているわけじゃなくて、むしろやはり頭の中に描いているのは、こういう場でどういうふうに伝えようかと。要するに、区民のことはまず頭になくて書いていますでしょう。そういう意味では、そういうやりとりの中で私ら自身の書き方も少し工夫されてくるような気がしたんですけどね。

行政改革担当副参事 ちょっとよろしいですか。

ホームページに関しましては、先ほどちょっと話に出ましたけど、評価のカウンターと

かが設置できればいいんですが、それは今のところ設置できなくて、かなりセキュリティーの高いホームページをつくっていまして、いろいろつくり方の制約があって、ただ、もう少し改善余地はあるかなということで改善を進めていきたいと思います。

区民等の反応ですけれども、ホームページ等を見た反応は非常に、率直に言いますと区 民からはほとんどないに近いぐらい、反応が少ないです。ただ、他の自治体から非常に多 くて、外部評価委員会の報告書が出たらすぐに、もう二、三日後ぐらいに外部評価委員会 を参考にさせてくれとかというようなことで来ていますので、相当の他の自治体の評価関 係の人がのぞいているのかなというふうには思っておりますが、区民の反応は今のところ まだ、なかなか。

会長 そういうことらしいんですが、余りほかの区とか自治体に対してサービスをやっているというわけではないんですけども、それも大きな意味では好機かもしれませんが。とりあえず1枚紙ぐらいに、主管課の処理方針をまとめていただいて、公表していただくということで、いかがでございましょうかね。そういうことで、とりあえずはよくて、あと、もし何かあったら、きょうご欠席の二人の委員の方からこういうふうになっているけれどもということがあれば、事務局の方にお伝えいただくということでよろしいですね。

(了承)

会長ということであります。

そういうことで、2番目の課題はとりあえず終わりにして、また若干.....。どうぞ。

委員 一つだけちょっと。先ほどの意見の、私が述べたことでの処理方針で、もう一つだけ。総括意見のところで私が申し述べたところで、処理方針が書かれていますけど、これはいずれ、きょうでなくてもあれですが教えていただきたいんですが、例えば私が申し上げたのは、この事務事業評価にしても結構ボリュームがあるので、これが予算とか、いろんな、今までの仕事と、いろいろ各担当や各係の皆さんにうまく流れをつくらないと大変じゃないかということです。今後検討を図るということなんですが、何が、どう、そういう日常的な仕事の中で、この事務評価あるいは施策評価が組み込まれていくのかということは、今考えておられるのか、あるいは具体的に今年度着手するのかわかりませんが、ここに書かれたことの中身をぜひ教えていただきたい。

それからもう一つは、前回も申し述べましたが、これは区長から委嘱された私どもの外 部評価委員会ではありますが、やはり願わくは、私はその評価は議会が使ってもらいたい というのはどうしてもあります。例えば議会が評価システムについて議決するということ があっても何らおかしくないと僕は思っていまして、この議会の審議過程についても検討するとちょっと書いてございますけども、一般的な検討なのか、それとも何らかの議会との接点を設けて、例えば、議会の調査部門と何か接点を設けてやるのかという、その辺の少し具体的な話を聞かせていただきたいと思ったんです。

会長 どうぞ。

行政改革担当副参事 それでは、資料6をちょっとごらんいただけますか。 A4判1枚の紙で、今年度15年度の行政評価の取り組みということで、取り組みの内容というところでございますけども、これも先週の行政改革本部会にかかった行政評価の大まかな方針でございますけども、1の(1)として、事務事業評価については、実施時期を大幅に早めて、より一層予算編成に活用するというようなことで考えています。後でまたちょっと後ろのスケジュール表を見ていただければと思うんですが、最後の事務連絡のところでもちょっと触れさせていただきたいと思います。

それから、政策評価、施策評価に関しましては、昨年度、目標を定めたら一定の成果はありましたけれども、外部評価委員会から、情報量が少なくて理由・説明が不足しているとか、成果指標の信頼度、精度を高める必要がある。あるいは、政策・施策事務事業評価の縦の因果関係、因果上のやつが明確でないというような意見が出されているというようなこととか、また体系の整理、目標の各年度へのブレークダウンや達成手段の確認、評価表のわかりにくさ等の課題があるということで、現在、行革本部会の中にこの政策評価・施策評価の検討チームを設けまして、早急にさらにその改善、柔軟な見直し等を検討するということで、今、着手にかかっております。来年度、基本計画の見直しもあるわけでございますけれども、それにもできるだけ活用できるようにしていくというようなことでございます。

そういったような形で、ちょっと裏面を見ていただくと、大まかなスケジュールですが、 事務事業評価の時期を大幅に前に持ってきて、予算に使えるようにしていくということと、 それからまとめの時期を、去年は2月、3月ぐらいだったんですが、これを11月末ぐらいに 持ってきて、その後外部評価をやっていこうというようなスケジュールになってございま す。

議会の関係については、議会の方の意向というものが大分ありますので、先ほどちょっと一般的かというようなお話もございましたけれども、一般的ということで少しアプローチをするというようなことでご理解いただければと思います。関心も大分、それぞれ、議

員さんによっては非常に高いものもございますけれども、全体としてということもありま すので。

そういうような状況です。

会長 よろしいですか、今のことで。

委員 はい。

会長 もう、最後の3番目の議題に入っていただいて、ご説明もあったんですが、こういったスケジュールでやりたいということらしいんですが。これはもう、ほぼ決まったような考え方らしいんですが、入札監視のやつがありますから、あと3回ぐらいを予定しているということらしいですが。こういった体制でいきたいということなんですが、もし何かご意見があれば。この11月から12月にかけての委員会というのは、これを何をやるんですかね。

行政改革担当副参事 まず、正確にこれをやろうというあれは決めているわけではないんですが、ことし政策・施策評価を大分見直して、その説明等をどこかでさせていただかなければいけないということと、それから、実際の外部評価をやる前に、そのやる方法を、きょうも少し議論ありましたけれども、その辺を、例えば分担制にするとしたら、どういうふうに分担分けをするかということも含めて、ちょっとその辺の進め方、外部評価の仕方についてはさらにご意見をいただいて、変えていくというようなことで考えてございます。

会長 そういうことらしいですが、委員、何かこのスケジュールについてありますか。 委員 特にありませんけれど、この委員会でまとめて公表されたものをこちらで前回み たいに配るんじゃなくて、もらって、事前に打ち合わせをしてこの場に......。

会長そうです、そうです。

委員 それは助かります。

あと、入札監視、これがどのように進んでいくのかをちょっと。

会長 ではイメージを。

政策経営部長 入札監視につきましては、昨年度、ほとんど例外的のような感じで、PFIの総合評価ということがございましたので、ああいう形でお願いをいたしましたけれども、例年の場合ですと、私ども入札のシステムを昨年からかなり、条件つき一般競争入札で、いろいろな条件を付したりして、やっております。

その結果、従来と比べて入札の、例えば落札率がどう変わったのか。あるいは、区内業

者と区外業者の割合がどうなったのかとか、そういったような結果が出てまいりますので、 それを見ていただいて、その入札制度自体の改善が目的を達したかどうかといったような ことですとか、あとは個別に、入札について何か問題があればそれをご審議いただくとい うことで、通常は年1回を予定をしております。

会長 これはこれで非常に重要な役割で、これは真剣にやると結構大変な、そういう、区の新しい入札方法等なんですが、本当に経済的、効率的に、なおかつ公正な競争をなされているかということをやるとすればなかなか大変なことなんですが。形式的な、とりあえず監視を外形的にやるということですよね。ということらしいです。そうはいっても、いろいろ緊急事態等があれば、また中身の入った議論があるかもしれないということですか。よろしゅうございましょうかね。何かご疑問ですかね。首をかしげた。もうちょっと踏み込んだ方がいいということですか。

委員 これは、先に資料とかはいただけるんですか。

会長 そういうことで申し上げたんですね。だから、本当はその予定価格が多分公表されているんだと思いますが、そのプロットですね、落札するが形態ごとにどれぐらいばらつきが変わっているかというタイプ別の、議会でもそういうご議論は多分相当されていると思いますが、そういう資料がもし各委員があれば、そういうのは事前に要求していただいておつくりいただくということは可能ですよね。

政策経営部長 その辺の資料は、当然、委員会開催前に事前にお届けしたいというふう に思っております。

会長 こちらの方も、逆に議会との関係としては前回、昨年もそうだったんですけど、 おのずと大きな案件のやつは議会に、契約のときに事前にかけなきゃいかんですから、そ ういう意味ではおのずとこれ、ここでは密接な関係には出てくるということも。

あとご自由に、若干まだ時間がございますので、もしこの際、この外部評価委員として、 ご質問なりご疑問なり、ご意見があれば承るということで、何なりと。

委員 その、今、入札の、去年は例外的なんでしょうけども、この入札案件が議会で通 常一番議論になるのは、この時期じゃないですよね。もっと契約案件が出てくるというの は、もっと早いんですか。

政策経営部長 はい。そうですね、多いのは、議会ものというのは、大きいのは工事案件がほとんどなんですね。そうしますと、これはまさに建物の着工時期ちょっと前ということになりますので、比較的ばらつきがあるんです。議会の前ですから、9月とか11月と

か、あるいは2月とかということになってきます。私どもとしては、昨年のような例外的な場合を除いては、そのシステム自体、制度自体が適切であるかどうかというようなことでのご意見を伺うということをまず主眼に考えて、あと個別にそういった問題のある案件が出れば、その公正性なり適切性 適切であるかどうかというようなことを含めてのご議論をここでしていただくということで考えています。

委員 私どもも、まさしくそういうふうに制度を検討するというふうに理解はしている つもりですが、その制度というのは、今おっしゃったのですと、去年その条件つきを導入 したというのはありますが、ことしもまた何か新しくそういう制度改正の予定はあるので すか。

政策経営部長 去年改正した制度に従って行った入札というのが、この3月、4月からの委託契約ですとか、そういったものにかかわるものがかなりございます。それは結果が出ておりますので、その結果をご説明して、この入札制度の改正がどうだったのかというようなことのご意見はいただきたいと思っております。

会長 よろしいですか。もし委員、何か補足的にありましたら……。よろしいですか。 あと、特になければ、本日の議題は一応全部終了したことになりますが、事務局は何か ございますか。

行政改革担当副参事 先ほどの中で出ましたので。

会長 よろしいですか。

それでは、若干時間がまだ余っておりますが、本日はこれで終わりたいと思います。ど うもお忙しいところ、ありがとうございました。